

様式第46の3（第61条の4関係）

環境影響評価方法書についての意見の概要等届出書

平成19年11月 7日

経済産業大臣 殿

茨城県鹿嶋市新浜5番地

鹿島共同火力株式会社

代表取締役社長 三木 伸



環境影響評価法第9条に規定する書類を作成しましたので、電気事業法第46条の6第2項の規定により、別添のとおり届け出ます。

別添 鹿島共同発電所5号機設置計画環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解

鹿島共同発電所 5 号機設置計画に係る
環境影響評価方法書についての意見の概要と当社の見解

平成 1 9 年 1 1 月

鹿島共同火力株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧期間	1
(4) 縦覧場所	1
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と

これに対する当社の見解	2
-------------------	---

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨その他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成19年9月20日（木）

(2) 公告の方法

- ① 平成19年9月20日（木）付で下記の日刊新聞紙に「公告」を掲載した（資料－1）。

- ・茨城新聞（朝刊23面）
- ・朝日新聞（茨城県版、朝刊34面）
- ・読売新聞（茨城県版、朝刊34面）
- ・毎日新聞（茨城県版、朝刊25面）
- ・産経新聞（茨城県版、朝刊25面）

- ② 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

- ・次の自治体広報誌（2誌）に掲載（資料－2）
 - a. 鹿嶋市の広報誌（市報かしま「9／20号」）
 - b. 神栖市の広報誌（広報かみす「10／1号」）
- ・当社ホームページに平成19年9月20日（木）より掲載（資料－3）

(3) 縦覧期間

平成19年9月20日（木）から平成19年10月19日（金）までとした。

ただし、鹿嶋市役所、神栖市役所に関しては土曜日、日曜日、祝日は除いた。

なお、当社事業所では縦覧期間終了後も平成19年11月2日（金）まで閲覧可能とした。

縦覧時間は、午前9時から午後5時までとした。

(4) 縦覧場所

自治体庁舎2箇所、当社事業所1箇所の計3箇所にて縦覧を実施した。

自治体庁舎：鹿嶋市環境課（鹿嶋市平井1187番地）

神栖市環境課（神栖市溝口4991番地1）

当社事業所：鹿島共同火力株式会社 鹿島共同発電所（鹿嶋市新浜5番地）

(5) 縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）

総数	7名
（内訳）鹿嶋市役所	4名
神栖市役所	0名
鹿島共同発電所	3名

2. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する方の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成19年9月20日（木）から平成19年11月2日（金）までの間
（縦覧期間及びその後2週間）

(2) 意見書の提出方法（資料－4）

当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見はなかった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見が述べられた書面は提出されなかった。

したがって、「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要、並びにこれに対する当社の見解はない。

日刊新聞紙に掲載した公告内容

平成19年9月20日(木) 掲載

- ・茨城新聞(朝刊23面)
- ・朝日新聞(茨城県版、朝刊34面)
- ・読売新聞(茨城県版、朝刊34面)
- ・毎日新聞(茨城県版、朝刊25面)
- ・産経新聞(茨城県版、朝刊25面)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「鹿島共同発電所五号機設置計画」に係る環境影響評価方法書を作成しましたので、次のとおり公告いたします。
平成十九年九月二十日

鹿島共同火力株式会社
代表取締役社長 三木伸一

「事業者の氏名及び住所」

名称 鹿島共同火力株式会社
代表者 代表取締役社長 三木伸一
住所 茨城県鹿嶋市新浜五番地

「対象事業の名称、種類及び規模」

名称 鹿島共同発電所五号機設置計画
種類 ガスタービン及び火力
コンバインドサイクル発電方式
規模 出力三十万キロワット級

「対象事業が実施されるべき区域」

茨城県鹿嶋市新浜五番地

「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲」
茨城県鹿嶋市及び神栖市

「経覧」

一、経覧場所

鹿嶋市役所(茨城県鹿嶋市平井二八七番地)
神栖市役所(茨城県神栖市清口四九九番地五)
鹿島共同火力株式会社鹿島共同発電所
(茨城県鹿嶋市新浜五番地)

二、経覧期間

平成十九年九月二十日(木)から
平成十九年十月十九日(金)まで
(十面日、日曜日、祝日は除く)
但し、鹿島共同発電所では土曜日、日曜日、
祝日を合め、十月二日(金)までご覧いただけます。

三、経覧時間

午前九時から午後五時まで

四、意見書の提出

環境影響評価方法書について環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、経覧場所に備え付けの用紙で、郵送によりお寄せください。

五、意見書の記載事項

イ、氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
ロ、意見書の提出の対象である方法書の名称
ハ、方法書についての環境保全の見地からの意見
(理由を含めて記載してください。)

六、意見書の提出期限

平成十九年十月二日(金)〔当日消印有効〕
七、意見書の提出先及びお問い合わせ先
〒三三三-0003
茨城県鹿嶋市新浜五番地
鹿島共同火力株式会社 建設本部

Tel. 〇九九-八二五-二二

※意見書に記載される個人情報等は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には一切使用いたしません。

「市報かしま」9/20号掲載

鹿島共同発電所5号機設置計画 環境影響評価方法書の縦覧

【設置者】鹿島共同火力(株)

【縦覧期間】10月19日(金)までの9:00
～17:00※土・日・祝日を除く

【縦覧場所】鹿嶋市役所環境課および神
栖市役所環境課、鹿島共同発電所

※なお、鹿島共同発電所では11月2日
(金)まで縦覧可能です(土・日・祝日含)。

【意見書の提出】11月2日(金)までに、
縦覧場所に備付けの用紙に必要事項を
記入して下記に郵送してください。

〒314-0013 鹿嶋市新浜5

鹿島共同火力(株)建設本部 ☎82-5111

「広報かみす」10/1号掲載

環境影響評価方法書の 縦覧

鹿島共同火力(株)では、鹿島
共同発電所5号機の設置を計画
しています。

環境影響評価法に基づき、設
置による環境への影響の調査方
法などを記した方法書の縦覧を
行います。環境保全の見地から
の皆さんのご意見をお寄せく
ださい。

● 11月2日(金)まで

午前9時～午後5時

● 鹿島共同火力(株)

● 10月19日(金)まで

午前9時～午後5時

● 市環境課(本庁)

※鹿島共同火力(株)では土・日・祝
日も縦覧することができます。

意見書の提出方法 住所・氏名

意見を記入の上、申込先へ持
参または郵送

● 11月2日(金) 消印有効

● 鹿島共同火力(株) 建

設本部(〒314-0013

鹿嶋市新浜5)

☎0299(82)5111

当社ホームページ記載内容

(平成19年9月20日(木)より掲載)

鹿島共同火力株式会社

鹿島共同発電所5号機設置に係わる環境影響評価方法書の縦覧について

弊社は、「環境影響評価法」および「電気事業法」に基づき「鹿島共同発電所 5号機設置計画環境影響評価方法書」を経済産業大臣に届出るとともに、茨城県知事ならびに鹿嶋市長、神栖市長に送付いたしました。つきましては下記の通り縦覧いたします。

記

(1) 縦覧場所

鹿嶋市役所、神栖市役所及び鹿島共同発電所

(2) 縦覧期間

平成19年9月20日(木)～平成19年10月19(金)

午前9時～午後5時(土、日、祝日は除く)

但し、鹿島共同発電所では、土、日、祝日を含め、平成19年11月2日(金)まで縦覧しております。

以上

鹿島共同発電所 5 号機設置計画に係る 環境影響評価方法書に対する意見書

お 名 前 〔法人その他の団体にあつては、 その名称及び代表者の氏名〕										
ご 住 所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	〒				-					
	(TEL - -)									

環境影響評価法第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を、次のとおり提出する。

ご意見の項目	ご 意 見 (日本語により意見の理由を含めてご記入ください)
【項目の例】 大気質、騒音・振動、 水質、地形・地質、 動物・植物、景観、 廃棄物、温室効果ガス 等	

- 注：1. 環境影響評価法施行規則第 4 条の規定により、必ずお名前及びご住所の記入をお願いします。
 なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。
 2. この用紙に書ききれない場合は、裏面あるいは別の A 4 用紙に記入してください。

【意見書の送付先】

〒314-0013 茨城県鹿嶋市新浜 5 番地
 鹿島共同火力株式会社 建設本部 宛

【意見書の提出期限】

平成 19 年 11 月 2 日（当日消印有効）